

# 「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」改正のポイント

## 1. 原則全工事での発注者指定型の導入（受注者希望型の廃止）に関する改正

- (1) 対象工事を「原則全工事」に変更する【第3条】
- (2) 対象外とする工事においても、請負者が週休2日の実施を希望する場合は対象工事とすることを可能とすることを追加する【第3条】
- (3) 対象工事から除く工事の例を追加する【第3条（2）（3）】
- (4) 対象工事において、当初設計で4週8休以上の達成を前提とした経費補正を行うことを追加する【第5条（2）】
- (5) 対象工事において、施工計画書の提出までに、完全週休2日制又は週休2日制のいずれかの形式を選択する（※実施しないは選択不可）よう変更する【第5条（3）】
- (6) 4週6休以上を達成できなかった場合に、請負者にその要因及び改善策の報告を求めることを追加する【第5条（7）】

## 2. 農地関係の建築工事における週休2日制の実施に関する改正

- (1) 対象工事として建築工事を追加する【第3条】
- (2) 建築工事の経費補正の方法を追加する【第8条（2）】

## 3. その他の改正

- (1) 目的を追加する【第1条】
- (2) 用語の定義（※各用語の内容はこれまでと変更なし）を整理する【第2条】
- (3) 「週休2日取得率」を「休日取得率」に変更する【第2条（3）】
- (4) 非対象期間を整理する【第4条（1）ア】
- (5) 建設業の働き方改革を推進する観点から、1か月単位での4週8休を努力目標とすることを追加する【第5条（3）】
- (6) まんなかホリデーの取組として、第2土曜日に加えて、第4土曜日の休工を努力目標とすることを追加する【第5条（3）】
- (7) 施工開始後に週休2日の形式を変更できないことを追加する【第5条（3）】
- (8) 請負者からの申出があった場合のみ取組証を発行すること、総合評価の対象とならない森林整備工事には取組証を発行しないことに変更する【第5条（5）、第7条】
- (9) 完全週休2日制工事における工事成績評定の評価基準を「完全週休2日取得率70%以上かつ休日取得率28.5%（2/7）以上」に変更する【第6条（1）ア、ウ】